

⑥

育児休業からの復職誓約書

私は、児童の施設等利用給付認定申請にあたり、以下の事項について誓約いたします。

◎ 現在、育児休業は令和 年 月 日までとなっていますが、
(児童名 _____) の保育施設等入所又は施設等利用給付認定が決まりましたら、入所日又は認定開始日から2か月以内に復職しますので、令和 年 月より認定を希望します。

復職後は、復職したことを証明するため、就労証明書を提出します。

※申請時に育児休業期間と復職後の勤務予定(時間、日数等)が記載された就労証明書の提出が必要。

・保育施設等入所日又は認定開始日から2か月以内に復職せず育児休業を継続していた場合は、**施設等利用給付認定を取り消しされても異議はありません。**

※例えば4月1日認定開始日であれば6月1日時点で復職していなければ、6月1日以降は認定の取り消しとなります。

・復職後の勤務条件が申請時の勤務条件と異なり月64時間未満となった場合、**施設等利用給付認定が取消しされても異議はありません。**

令和 年 月 日
(宛先) 宝 塚 市 長

氏名

児 童 氏 名	利用中の施設名
(H・R 年 月 日生)	
(H・R 年 月 日生)	
(H・R 年 月 日生)	